

## (1) 離婚後に子どもが双方の親との関係を維持する権利の確保

### 求める勧告

委員会は日本政府に対し、次のように勧告する。離婚後に子どもが別居親との関係を維持できるよう、実効性のある手段を講じ、面会交流権を保障せよ。

### 求める勧告の根拠／理由

LOI 第5項で、日本政府は、「Please explain how the right of the child to maintain relations with both parents after divorce is ensured. (離婚後に子どもが双方の親との関係を維持する権利がどのように確保されているか、説明してください。)」と質問を受けている。

面会交流は、離婚等で別れ別れになった親子が、人間的な関係および接触を維持する為に必須のものであり、子にとって、親を知り親によって養育される為の重要な権利である。しかし、日本では面会交流の実現が困難なものとなっており、多くの子が離婚によって別れた親との人間的なつながりや接触を絶たれている。

毎年22万人前後の子が親の離婚に遭っている。これは、その年の出生数の23%に達する数値である。この内、面会交流が行われているのは親集計で約3割、月1回以上行われているのは約1割に過ぎない。残り7割の親子が面会交流をできていない、すなわち親との人間的なつながりや接触を絶たれている。(厚生労働省のデータより)

## (2) 離婚後の共同親権とコペアレンティングの概念を社会に根付かせるための啓発活動

### 求める勧告

委員会は日本政府に対し、次のように勧告する。親が離婚しても子どもが双方の親と関係を維持できるよう、社会への啓発活動および意識改革をせよ。離婚時に、親への教育の実施と、面会交流と養育費を記した子の養育計画の作成を推進せよ。

### 求める勧告の根拠／理由

日本では、夫婦の話し合いで成立する協議離婚と、夫婦の合意ができないなどで裁判所の手続き(調停、審判、裁判)を経る離婚とがある。協議離婚は全体の約9割となっており、裁判所を経る離婚は約1割に過ぎない。(厚生労働省のデータより)

協議離婚は役場の窓口届けを出すだけで済み、その届出用紙には、面会交流について「取決めをしている／していない」のどちらかにチェックをするだけでよく、チェックをしなくても受理される。その際に、ごく一部の地方公共団体を除き、親への教育や離婚後の子の養育計画の作成は、一切行われていない。裁判所を経る離婚においても、面会交流の取決め等の決定を下せばそれで終了となり、教育は殆ど行われていない。

このような状況下で父母は、離婚と子に関する十分な知識を得ることもなく、子の養育に関する取り決めをすることもなく、世間に放り出されることになるのである。父母が離婚と子に関するよりよい知識を得、離婚後の子の養育を子の利益に則りよりスムーズなものとする為に、離婚時の親への教育と子の養育計画作成は必須である。また、離婚と子に対する関心が乏しい日本において、離婚に瀕している父母にこれら教育等を行うことが、今後において、世間に離婚と子に関する知識や認識を広める第一歩に繋がる。

### (3) 離婚後共同親権制度の導入

#### 求める勧告

委員会は日本政府に対し、次のように勧告する。日本政府は離婚後は例外なく単独親権となる現状の法制度を見直し、共同親権制度を導入すべきである。

#### 求める勧告の根拠／理由

民法の家族制度にかかわる部分は、第二次大戦後の1947年に改正されて以来、その後の離婚再婚の増加、少子化、女性の社会進出等の子をめぐる社会変化に対応しないまま、現在に至った。親権については、1898年（明治31年）に施行された、家父長制時代の条文がほぼそのまま残っている。日本の親権は旧態依然としている。

離婚後は単独親権制を採っており、親権を失った親は法律上親として扱われなくなり、養育費等の金銭面を除いて、子を養育するほぼ全ての権利も義務も失う。

多くの子がそうであるように、もし面会交流が実現しなければ、親権を失った別居親と子との接触等の人間的なつながりは全て絶たれると言える。親権者が再婚し、その新たな配偶者と子どもが養子縁組をする場合も、親権を失った親には何も知らせる必要がなくてできる。

別居親が子の養育に関与できるようにする為に、子が両方の親から愛情を受けて養育される為に、共同親権化は必須である。今年2018年7月に、法務大臣が、離婚後の共同親権制度の導入について検討していることを表明したが、一日も早い実現を求める。

### (4) 裁判所での子の意見に対する配慮

#### 求める勧告

委員会は日本政府に対し、次のように勧告する。日本の裁判所は、「別れた親と会いたくない」という子の意見には慎重に配慮せよ。

### 求める勧告の根拠／理由

裁判所では面会交流の審理に数カ月かかることは当たり前であり、時には数年かかることもある。その間に、別居親と子は殆ど会わせてもらえず、子は同居親の影響を受けてあるいは付度して、別居親を拒否し中傷したり敵対的行動をとるようになる、いわゆる「片親疎外（PA：Parental Alienation）」に冒され易い。子がよく「別居親と会いたくない」と言い出す。裁判所は、そのような子が別居親に対してとる発言や拒否的態度を、「子の意志の尊重」だとして採用し、別居親との面会交流を認めない。背後にある、毎日子と生活を共にする同居親の影響が考慮されることはない。

ここで裁判所が面会交流を認めない決定を出すということは、子が別居親の正しい情報が届かない中で同居親の影響のみで生活するという、偏った環境あるいは閉ざされた環境をさらに助長する結果につながる。その為、さらに「片親疎外」が進行し、子の別居親に対する拒否的態度がより強固になる。すなわち、別居親と子を益々会えなくするという、悪循環を増幅させる結果となる。親の争いに巻き込まれ、混乱し葛藤している状態に置かれた子どもに「子の意思」の確認などとして、家裁調査官による簡単で安易な調査で結果的に子に親を選ばせ、受けるはずの愛情を捨てさせる重大な責任を負わせている。

このような裁判所のやり方は、子自らの発言で別居親との人間的なつながりを絶つことになるのである。悲劇だ。

## (5) 虚偽夫婦間 DV 申立による親子引き離しの防止

### 求める勧告

委員会は日本政府に対し、次のように勧告する。日本政府は、一方の親からの虚偽DVの訴えによる親子の引き離しを防止せよ。

### 求める勧告の根拠／理由

同居親による虚偽のDV申出により、別居親と子が会えなくなるケースが多発している。DV（Domestic Violence）の認定には同居親（多くは元妻）からの申出だけでよく、実際にDVが有ったかどうかの捜査は必要としない。多くは、別居親自身が知らない間にDVと認定されている。しかも、DV認定されると地方公共団体によるDV等支援措置によって子の居所が別居親に非開示となり、子がどこに居るのかさえわからなくなる。

日本では、たとえ虚偽でもDV認定されると、反論をなかなか受入れてもらえず、および、DVに対する救済支援策が未整備で、ほぼ確実に親子は会えなくなる。

虚偽DVを防ぐ為、DV認定は、申出だけではなく、事実関係の捜査を必須とすべきだ。